

# 2021年度 登録規程

## 第1章 加盟・登録義務

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本女子野球連盟（以下「本連盟」という。）が、女子硬式野球の競技者数および登録チーム数の把握、管理をすることにより、本連盟の社会的信頼を確保するとともに、登録した競技者および団体に対し、必要な情報を提供し、連携を持つことで競技の普及発展および競技向上を目的とする。

### (本連盟の加盟団体)

第2条 以下に掲げる各統括団体は本連盟の加盟団体とする。

- (1) 全国高等学校女子硬式野球連盟
- (2) 全国大学女子硬式野球連盟
- (3) 全日本女子硬式野球クラブ連盟
- (4) その他新規に形成された連盟で本登録規程に基づいて当連盟が承認した団体  
なお、(1)～(4)の加盟団体に属するチームを「加盟チーム」とする

2 以下に掲げる地区連盟および支部は本連盟の公認団体とする。

- (1) 地区連盟
  - a. 関東女子硬式野球連盟（ヴィーナスリーグ）
  - b. 関西女子硬式野球連盟（ラッキーリーグ）
  - c. センターリーグ（正式名称検討）
  - d. 九州女子硬式野球連盟

- (2) 支部
  - a. 静岡県支部
  - b. 北海道支部

3 その他新規に形成された地域連盟および当連盟が承認した団体

(登録義務)

第3条 第2条第1項に掲げられた本連盟の加盟団体に所属するすべての加盟チームは、監督、コーチ、部長、マネージャー、トレーナー、スタッフ等（以下「競技者（役員）」という。）および所属選手（以下「競技者（選手）」という。）を記載した加盟団体の競技者登録名簿を各加盟団体が定めた期日までに加盟団体に提出しなければならない。提出された名簿は、各加盟団体から本連盟に提出され、本連盟に登録されるものとする。

2 加盟チームおよび加盟団体は、年間を通じていつでも競技者（役員・競技者）の追加登録、抹消登録などの変更をすることができる。その場合、加盟チームは最新の競技者登録名簿を変更後速やかに所属する加盟団体に提出しなければならない。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。

3 第2条第2項に掲げられた本連盟の公認団体にのみ所属するすべてのチームは、本連盟における競技者人数把握のため、当該チームの競技者（役員・選手）数と内訳を、公認団体を通じて本連盟に提出するものとする。なお、公認団体のみ所属するチームについては本登録規定第7条にある当連盟の加盟チームのステータスは保証されないことを了承する。

4 加盟団体の最低登録人数、年度内の途中登録については、第2条第1項に掲げる加盟団体において定める登録規程を尊重するものとする。

5 すべての加盟チームは所属する加盟団体を通じ、1に掲げる方式で登録を行うが、本連盟が新規に導入する登録システムが稼働した場合新たな方式で登録作業を行うことを了承する。

(登録料納付の義務)

第4条 加盟チームは、各チームが所属する加盟団体を通じて登録料を納めるものとする。加盟団体での徴収が困難な場合は、直接本連盟に納めるものとする。登録料納付については第6章に定めるものとする。

## 第2章 加盟チーム及び競技者の資格等

(資格要件)

第5条 加盟チーム及び競技者（役員・選手）は、本規程および本連盟が別に定める大会規定、女子野球内規等、その他本連盟が定める規程を遵守しなければならない。

(加盟チームを構成する競技者)

第6条 加盟チームを構成する競技者について以下のとおりとする。

- (1) 加盟チームは、競技者（役員）として、チームを代表する責任者（部長、団長、統括など名称は問わない）並びに監督を登録しなければならない。なお、責任者が1名しかいない等の事情がある場合、監督が責任者を兼務することができる。また、この他にチーム運営に必要なスタッフとして、その他役員（副部長、副団長、副統括など名称は問わない）、及びコーチ及びトレーナー、スタッフ、マネージャー等を登録することができる。
- (2) 加盟チームは、競技者（選手）として、予選等を含む公式試合および大会に出場する選手を登録しなければならない。
- 2 加盟チームにおいて、前項の規定により登録する競技者（役員）並びに競技者（選手）には、いずれも人数制限はない。
- 3 本連盟の加盟チームにおいて、競技者（役員）の所属は、1チームに限定しない。監督に限り、第2条の1で掲げる加盟団体において、同じ加盟団体の複数の加盟チームで活動することはできない。  
(例) 高校の監督は、クラブ、大学の監督を兼ねることはできるが、同じ加盟団体に登録する別の高校の監督はできない。
- (2) 本連盟の加盟団体、公認団体以外の団体に属するチームにおいて、指導者、役員、スタッフ等で登録している者でも、当連盟に登録できる。その場合、当該競技者（役員）は属するチームから承認を得たうえで登録しなければならない。
- 4 本連盟の加盟チームにおいて、競技者（選手）の所属は、1チームに限るものとする。
- 5 日本オリンピック委員会、日本体育協会、全日本野球協会の傘下および加盟団体に属するアマチュア競技者およびチームが、本連盟に加盟登録を希望した場合、競技者（役員・選手）およびチームが、現行所属するチームの承認を得ている場合のみ、本連盟はこれを認める。
- 6 本連盟は、加盟チームが外国籍の競技者（役員・選手）を登録することを認める。但し、外国籍の競技者（選手）を登録するチームは、当該選手が合法に日本に滞在し、合法に競技ができる環境を保障するものとする。また、外国籍の競技者（選手）を登録するチームに対し、本連盟が当該競技者の在留資格等について、確認をする場合がある事を予め承認する。なお、日本での永住権所有者は、日本国籍を有する選手と同等の登録資格とし、外国籍の競技者としない。
- 7 日本国籍を有する選手と同等の登録資格を持たない、または、登録対象でない外国籍の競技者で構成されたチームで日本国内での活動が3ヵ月未満のチーム（以下「外国籍チーム」という）は登

録の義務はない。(外国のチームが短期で日本国内合宿をする場合など)

但し、外国籍チームが出場できる大会に参加する場合は、各大会の参加規定に従うものとする。

- 8 本連盟の加盟団体、公認団体以外の野球団体に属するチームが、本連盟および本連盟の関係団体が主催する大会に参加する場合は、所属する野球団体の承認を得ていることを前提に特別参加費を徴収した上で参加を承認する。
- 9 国内外のプロ野球組織及び構成球団、独立リーグ等を退団した競技者が本連盟への登録を希望した場合、本連盟への届出を経て本連盟に加盟するチームに所属できる。

(加盟団体、加盟チームと競技者の権利)

第7条 すべての加盟チームおよび競技者（役員・選手）は、本連盟および第2条第1項に掲げる加盟団体が主催する大会もしくは当該大会の予選大会に出場することができる。

- 2 加盟チームおよび競技者（役員・選手）は、本連盟が公認、後援する大会もしくは当該大会の予選大会および公認団体が主催する大会に出場することができる。
- 3 加盟チームおよび競技者（役員・競技者）は、本連盟、公益財団法人日本野球連盟（JABA）や一般財団法人全日本野球協会（BFJ）等が実施する講習会等（審判講習、TC講習、記録員講習、アンチドーピング講習等）に参加することができる（但し、参加人数に制限がある場合ある）。講習履行後、一定の技量を認められた競技者（役員・競技者）は、国内外の大会で審判員、TC、記録員として派遣されることがある。
- 4 本連盟の加盟団体、公認団体および加盟チームは、本連盟の事前の承認を経て、アマチュア選手による女子硬式野球大会を主催することができる。
- 5 本連盟の加盟団体、公認団体および加盟チームが主催する本連盟の公認大会や後援大会において、本連盟より助成金やボールなどの提供を受けることができる。
- 6 本連盟の加盟チームは本連盟より最新の公認野球規則1冊を無償で受け取ることができる。
- 7 本連盟の加盟チームは本連盟より最新の年間活動報告書（冊子）1冊を無償で受け取ることができる。
- 8 本連盟の加盟チームおよび競技者（役員・選手）は、当連盟が作成した女子野球に関する資料を無償で受け取ることができる。
- 9 本連盟の加盟チームおよび競技者（役員・選手）は、本連盟が主催、公認、後援をする大会で優秀な成績をおさめた際の成績証明書を申請することができる。

- 10 本連盟の加盟チームおよび競技者（役員・選手）は、本連盟の年間表彰の対象となる。
- 11 本連盟の加盟団体は、日本野球連盟から配布される日本オリンピック委員会（JOC）、日本体育協会などの各種情報を可能な限り共有できる。
- 12 世界野球ソフトボール連盟が主催する大会を除く女子野球の国際大会および交流大会においては、本連盟の加盟チームや登録選手に出場の権利が与えられる。但し、チーム間において取り決め実施する親善試合、各チームによる海外キャンプ、合宿などはこの限りではない。
- 13 本連盟の加盟チームは、連盟からの各種情報を得ることができる。

### 第3章 競技者の転籍措置

(競技者の転籍による措置)

第8条 競技者の転籍による措置について以下のとおりとする。

- (1) 競技者（選手）が加盟チームを同一年度内で転籍した場合、転籍前のチームと転籍先のチーム責任者が承認した場合に限り、転籍は可能とする。
- (2) 転籍後、年度内において当該選手の新たな登録料は発生しない。
- (3) 転籍前のチーム責任者は、当該選手が抹消された最新の名簿を、速やかに加盟団体に提出しなければならない。変更された最新の名簿は、加盟団体から本連盟に提出される。転籍先のチーム責任者は新規加入選手を加えた最新の登録名簿を、加盟団体に提出しなければならない。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。
- (4) 中学・高校・大学チームに属する最終学年の競技者（選手）が、卒業前に次年度から入部が決定しているチームで活動する場合は、転籍前のチーム責任者と転籍先のチーム責任者の合意を経て認められる。その場合、転籍前、転籍先のチームによる書類の提出や登録変更作業は不要とする。但し、中学・高校・大学チームに属する最終学年の競技者（選手）が、卒業前に次年度から入部が決定しているチームで本連盟や加盟団体が主催する大会に出場することはできない。なお、地域大会、交流大会や普及活動等は、両責任者の合意のもと部活動を引退した競技者（選手）が次年度から入部が決定しているチームで出場することができる。  
(例) ×高校もしくは大学チームを引退、次年度入部するクラブチームにてクラブ選手権および予選出場は不可とする。

○高校もしくは大学チームを引退、次年度入部するクラブチームにて地域大会、交流大会や普及活動等への参加は、両監督の同意があれば可能とする。

- 2 加盟チームが登録年度内に解散及び無期活動休止した場合、加盟チームは登録抹消届を提出しなければならない。加盟団体および本連盟は届出提出後速やかに審査を行う。その承認日から競技者は登録抹消証明書がなくても転籍することができる。また年度内においては、転籍する競技者の新たな登録料は発生しない。但し、一度納入された登録料は返還しない。
- 3 競技者（選手）が加盟チーム退部した場合、当該加盟チームは速やかに変更された最新の登録名簿を各加盟団体に提出する。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。
- 4 競技者が所属するチームの登録を抹消し、新たなチームを形成する場合は、新規登録の手続きをしなければならない。年度内であった場合は新チームへ転籍する競技者（選手）の登録料は発生しないが、新たに本連盟の登録選手となる者および新加盟チームの登録料は発生するものとする。
- 5 加盟チームは、登録年度内において一度登録を抹消した競技者を再登録する場合は、速やかに変更された最新の登録名簿を各加盟団体に提出する。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。
- 6 競技者（選手）がチームの転籍を希望した場合、転籍前および転籍先の責任者は競技者（選手）の競技機会を奪うことのないよう友好的且つスポーツmanshipにのっとり誠実に協議しなければならない。
- 7 加盟チームは上項で掲げるすべての登録変更作業を本連盟が新規に導入する登録システムが稼働した場合新たな方式で行うことを了承する。

## 第4章 加盟チーム及び競技者の行為制限及び除名

（加盟チームの行為制限）

- 第9条 加盟チームは、本連盟、加盟団体、公認団体が主催する以外の大会に出場する場合は、加盟団体を通じて事前に書面にて本連盟に報告し、許可を受けるものとする。また、当連盟に属さない個人が主催する大会やイベントへ参加を希望する場合も同様に事前に書面にて報告をし、許可を受けるものとする。
- 2 加盟チームは競技者（選手）として登録していない者において、本連盟が主催、公認、後援する

大会および当該大会の予選を含む、いずれの公式試合および野球大会に出場させてはならない。  
但し、本連盟の理事会が事前に承認した場合はこれを適用しない。

3 加盟チームおよび競技者（役員・選手）は、海外遠征や海外での指導等、競技者（役員・選手）が海外にて活動する場合は必ず連盟に届け出なければならない。

(加盟チーム及び競技者《役員・選手》の加盟登録又は競技者登録の拒否および取消し)

第10条 加盟チーム、加盟予定のチームまたはその競技者が次の各号の一に該当したときは、本連盟理事会の議決かつ、加盟団体会長の同意を得た上で、加盟チームの加盟登録又は競技者登録を拒否または取消すことができ、登録を拒否または取消となったチームまたはその競技者が、当連盟に加盟する全チームに関与することを認めない。

- (1) 本連盟、加盟団体、公認団体の名誉を傷つけ又は本連盟、加盟団体、公認団体の目的に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の定款及び別に定める規程や規約に著しく違反する行為があったとき。
- (3) 反社会勢力との関係が認められたとき。
- (4) 加盟チームが競技を主の目的とせず、営利活動、宗教活動等、別の目的を主として活動しているとき。
- (5) 刑の言い渡しおよび執行猶予の言い渡しを受けた者で刑期中および執行猶予期間中であるとき、またはそれが明らかになったとき。
- (6) その他本連盟の理事会において登録拒否、取り消しに値すると判断されたとき。

## 第5章 加盟団体、加盟チームおよび公認団体のマーケティング活動等

(広告宣伝活動)

第11条 本連盟は普及発展の観点から、本連盟が別途定める「マーケティングガイダンス」に基づき、加盟団体、公認団体、加盟チーム、競技者の媒体出演やインターネットを使用したSNS等の広告宣伝活動を承認し、支援する。

(寄付募集活動)

第12条 本連盟は加盟団体、公認団体、加盟チームにおいて寄付募集活動を承認する。但

し、活動において寄付募集は公表して行わなければならない。

例：チームでの寄付募集は、チーム内で協議し決定され、ウェブサイトやSNSなど一般に公開される手段を通じて行われなければならない。閲覧者が限定されているSNSなどは一般公開とみなさない。

(スポンサー営業活動)

第13条 本連盟は加盟団体、公認団体、加盟チーム、競技者において収益獲得活動を行うことを承認する。ただし、別紙に定めるマーケティングガイダンスを遵守するものとする。

## 第6章 役員の登録等

(加盟団体役員等の登録名簿)

第14条 第2条の1に掲げる本連盟の加盟団体の会長は、毎年度4月1日現在の役員等を記載した団体役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(公認団体役員等の登録名簿)

第15条 第2条の2に掲げる本連盟の公認団体の会長は、毎年度4月1日現在の役員等を記載した役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(加盟団体および公認団体役員等の新規登録)

第16条 加盟団体および公認団体の役員等として新たに就任した者が登録する場合は、最新の役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(加盟団体および公認団体役員等の登録抹消)

第17条 加盟団体および公認団体の役員等が退任により登録を抹消する場合は、最新の役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(加盟団体および公認団体役員等の役員登録の取消し)

第18条 加盟団体および公認団体の役員等が次の各号の一に該当するときは、本連盟の理事会の議決により、かつ、当該加盟団体会長又は公認団体会長の同意を得、役員登録を取消すことができる。

- (1) 本連盟、加盟団体および公認団体の名誉を傷つけ、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 本連盟定款、加盟団体規約又は公認団体規約等に違反する行為があつたと認められるとき。
- (3) 反社会的勢力との関係が認められたとき。
- (4) その他本連盟理事会において、登録拒否、取り消しに値すると判断されたとき。

## 第7章 登録料

(登録料の納入義務)

第19条 第4条の規定に基づきすべての加盟チームおよび競技者（選手）は、本連盟の定める登録料を納めなければならない。但し、本連盟の理事会の決議によって競技者（役員・選手）の登録料が免除される場合がある。

(登録料の種別)

第20条 登録料の種別は、加盟チーム登録料及び競技者登録料の2種とする。

- 2 加盟チーム登録料の対象は、第2条に掲げる加盟団体に所属するすべての加盟チームとする。
- 3 競技者登録料の対象は、前項に掲げる加盟チームに所属するすべての競技者（役員・選手）とする。

(登録料の金額)

第21条 2021年度における登録料の金額は以下とする。

- 2 加盟チーム登録料 1チームにつき年間2万円とする
- 3 競技者（選手）登録料 1名につき年間2千円とする。
- 4 競技者（役員）登録料は徴収しない。

(登録料の納入)

第22条 加盟チームの年間登録料及び競技者（役員・選手）登録料は、次の各号に掲げる手続により毎年5月末日までに登録する加盟団体に納入しなければならない。また、加盟団体は第21条に掲げる登録料を毎年6月末日までに本連盟に納入しなければならない。その際、加盟団体は加盟チームの登録名簿を付して、競技者（役員・選手）の内訳を証して本連盟に納入するものとする。  
期日までに納入が困難なチームは速やかに加盟団体に報告するものとする。

2 活動休止の加盟チームに所属する競技者（選手）は、競技者（選手）登録料を納めることを要しない。

3 登録料の未納の加盟チームおよび競技者（選手）は本連盟および加盟団体が主催する、予選を含む公式大会に出場することができない。但し事前に当該チームと本連盟および加盟団体が合意をした場合は、大会後に当該加盟チームの代表者が加盟団体および本連盟に責任をもって納入をするものとする。年度内に納入が確認されなかった加盟チームは次年度の登録について連盟理事会にて審議される。なお、予選を含む大会に出場した後に加盟チームが解散、退会をした場合でも、チームの責任者は大会に出場した年度の登録料を支払う責任を負うものとする。

## 第8章 補 則

(納付金の返還)

第23条 第18条に掲げる登録料納入義務対象者が一旦納入したチーム加盟料及び競技者登録料は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

2 加盟チーム及び競技者（役員・選手）が年度途中に加盟団体から退会したとしても、登録料はこれを返還しない。

(加盟チームへの注意・厳重注意および処分)

第24条 本連盟は、本連盟、加盟団体、加盟チーム、競技者（役員・選手）が本規程および本連盟が定める規程や内規に違反する行為をした場合、注意、厳重注意または処分することができる。  
本連盟は、理事会とは異なる審査室を設置し、処分に関する審査決定を行う。  
処分対象者は、弁明および弁明を証明するための証拠を提出するなど、自己の権利を守るための

適正な手続が保障される。

(不服申立)

第25条 本連盟のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁により解決されるものとするが、双方が協議により誠意をもってその都度円満な解決を図るものとする。

(要領への委任)

第26条 この規程に関し必要な登録、加盟等及び許可に関する手続要領は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規程の変更)

第27条 この規程の変更は、本連盟理事会の承認を受けなければならない。

(附則)

この規程は、一般社団法人全日本女子野球連盟の2020年度（令和2年度）の理事会で承認され、2021年4月1日から施行する。